

# 65 歳以上の方へ – 令和 3 年度から介護保険料が変わります –

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3825

九重町をはじめ市町村では、介護保険を健全に運営するために、3 年を 1 期として介護保険事業計画を策定しています。事業計画の策定に伴い、介護保険料も 3 年ごとに見直しを行い、令和 3 年度からは第 8 期（令和 3～5 年度）の新しい保険料となります。

## 65 歳以上の方の保険料の決め方

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{九重町の介護サービス総費用のうち第 1 号被保険者負担分}}{\text{九重町の第 1 号被保険者数}}$$



その結果、九重町の第 8 期の基準額は **71,400 円 (年額)** となります。

〔参考：第 7 期（平成 30～令和 2 年度）は 71,760 円 (年額)〕

## 令和 3 年度九重町の介護保険料

上記の基準額をもとに本人と世帯の課税状況や所得に応じて、段階別の保険料（下表）に分かれます。

所得段階		対象者の要件	基準額に対する割合	年額保険料
住民税非課税世帯	第 1 段階	・生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得 + 課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.5	35,700 円
			(0.3)	21,420 円
	第 2 段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	0.75	53,550 円
			(0.5)	35,700 円
	第 3 段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得 + 課税年金収入額が 120 万円超の方	0.75	53,550 円
			(0.7)	49,980 円
本人課税世帯	第 4 段階	・本人は住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得 + 課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.9	64,260 円
	第 5 段階 (基準額)	・本人は住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の合計所得が 80 万円超の方	1.0	71,400 円
本人住民税課税	第 6 段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得が、120 万円未満の方	1.2	85,680 円
	第 7 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が、120 万円以上 200 万円未満の方	1.3	92,820 円
	第 8 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が、200 万円以上 320 万円未満の方	1.5	107,100 円
	第 9 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が、320 万円以上の方	1.7	121,380 円

※第 1～3 段階は、公費負担の軽減措置が図られ（ ）内の保険料率が適用されます。

その他、詳細については健康福祉課までお問い合わせください。